



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 11 日 (火)
第 7 9 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (132) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (133) (〃) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (134) (水・大気環境課) 2
	種畜証明書の交付 (135) (畜産課) 3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (136) (耕地課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (137) (森林保全課) 4
	車両制限令による道路の指定 (2 件) (138・139) (道路企画課) 6
	水防法による浸水想定区域の指定等 (140) (河川課) 7
	土砂災害警戒区域の指定 (4 件) (141~144) (治山砂防課) 8
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (145) (東部総合事務所県民局) 16
	土地改良区の役員の就任 (146) (中部総合事務所農林局) 16
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 16
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 33
◇ 調達公告	調達公告の変更 (集中業務課) 34
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 36

告 示

鳥取県告示第 132 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
岡歯科医院	米子市上後藤三丁目 4-13	平成 20 年 2 月 15 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷 1135	平成 20 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 133 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
岡歯科医院	米子市上後藤五丁目 13-31	平成 20 年 2 月 14 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷 1135	平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県告示第 134 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 32 年 9 月 27 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
(変更前 昭和 32 年 9 月 27 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市若葉台北一丁目の一部、若葉台北六丁目の一部、湖山町北四丁目の一部、湖山町西四丁目の一部、桂見字下地谷ノ二、字下地谷、字西谷、字雲雀谷、字坂畑ヶ、字狐殺、字五反田、字臼田、字山ノ鼻、字東村土居ノ一及び字下ノ山の各一部、布勢字糶谷奥及び字大間谷口の各全部並びに字大間谷奥、字鶴谷奥、字鶴指鼻、字大間谷、字山本、字矢内谷奥及び字糶谷口の各一部、里仁字糶谷及び字尺八谷ノ二の各全部並びに字尺八ノ谷ノ一、字岩ヶ谷ノ一及び字岩ヶ谷ノ二の各一部

削除する部分 鳥取市古市字村之後口、字嶋田及び字屋敷の各一部、吉成字古市土居之上、字土崎下り及び字西土崎の各一部、吉成南町一丁目の一部、叶字前田の一部、船木字茶屋ノ前及び字植松の各一部、香取字小山谷奥の一部、祢宜谷字口矢中の各一部、湖山町南三丁目の一部、桂見字中帆城灘及び字中帆城の各一部

鳥取県告示第 135 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
平 19 鳥取県臨 第 1 号	泰紀勝	黒毛 和種	平成 18 年 12 月 17 日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	のりこ 6 の 9	2 級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
平 19 鳥取県臨 第 2 号	琴福波	〃	平成 19 年 1 月 14 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	福栄	ふくなみ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 3 号	福福桜	〃	平成 19 年 1 月 26 日	鳥取県 日野郡 日野町	福桜	きたのふじ	〃	〃

鳥取県告示第 136 号

倉吉市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業大鴨地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成 20 年 3 月 11 日から同月 31 日まで
- 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 137 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山803、804の1、804の3から804の7まで、805、806、806の1、806の2、807から811まで、字杉ヶ谷上平812、813、字大平814から816まで、817の1から817の9まで、820、822、824、825、字長ヶ塔830の1から830の3まで、832から835まで、835の1、838、字有井谷839、840、字川戸山857の1、857の2、858、859、大字穂見字カウナ谷奥695から698まで、700の1から700の7まで、701から704まで、706から708まで、709の1、709の2、字眞コモノ上713の1、714から717まで、720から723まで、字カナゲ谷奥726の1、727から734まで、736から738まで、739の1、739の2、740、字柳ヶ谷奥743、747の1、748から762まで、字中之谷奥764から782まで、783・字朴木谿784(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、785、786、787・字小谷788(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、790の1から790の3まで、791の1から791の3まで、792から794まで、字峠ノ下795から797まで、798の1、798の2、799から803まで、804の1、字老ヶ谷北平806の1、807から816まで、字老ヶ谷口817(次の図に示す部分に限る。)、818、819(次の図に示す部分に限る。)、820の1、820の2、821(次の図に示す部分に限る。)、821の1、821の2、822、823、825の1、826、827の1、828の1、828の2、字奥皆地北平829から831まで、832の1、832の2、833の1、833の2、834、836(次の図に示す部分に限る。)、字堂ヶ敷837、838、字カシラ839(次の図に示す部分に限る。)、839の1、字老ヶ谷奥840(次の図に示す部分に限る。)、840の1、字タナノ上841(次の図に示す部分に限る。)、字五郎次郎奥843から845まで、846の1、846の2、848の2、850、854、856の1、856の2、857から860まで、864、865、字深谷口866から872まで、873の1から873の4まで、874、876の1、877、878の1、879の1、880、881の1、字茗荷谷奥884から896まで、898、898の1、900から906まで、907の1、907の2、909の1、909の2、910から912まで、字太田ノ上913から921まで、字柿ノ木ノ上922、923の1、923の2、924から927まで、字大塚929から938まで、939の1、939の2、940、941、944から946まで、字小塚947の1、947の2、字越又ノ上948から950まで、大字埴師字小谷1054から1059まで、1059の1、1060から1062まで、字香傳寺林1063の1、1063の2、1064から1066まで、1067の1、1067の2、1068の1、1068の2、1069から1071まで、1073から1077まで、字巻尾1078、1078の1、1078の2、1079、1079の1、1080、1080の1から1080の6まで、1081、1081の1、1082、1082の1、1082の2、1083、1084、字穴ヶサコ1085、1085の1、1086、1087、字堂サコ1088の1、1088の2、1089から1091まで、1091の1、字北谷林1092から1094まで、1094の1、1094の2、1095から1098まで、1100、1100の1、1100の2、1104から1106まで、1108、1108の1、字地福寺林1109、1109の1、1110、1111、1111の1、1112、1113、1114の2、1115、1116、字下向イ1117から1123まで、1123の1、1123の2、1124、1124の1から1124の6まで、1125、1125の1、1126、1126の1から1126の4まで、字上向イ1127、1127の1から1127の5まで、字アシ谷林1128、1128の1から1128の6まで、1129、1130、字砂タメ林1131から1138まで、字サケ尾林1139、1139の1、1140の1、1140の2、1141、1141の1、1141の2、字上サケ尾1142、1143、1143の1から1143の5まで、1144、1144の1から1144の4まで、字家ノ上1145、1145の1、1145の2、1146、1146の1、1146の2、字ノミ谷山1147の1から1147の11ま

で、1148の2から1148の20まで、字大途奥1152の2、字陰山1153、1153の1から1153の3まで、1154、1154の1から1154の3まで、1155、1155の1、1156、1156の1、1157、1157の1、1158、1158の1、字サコ田1177から1181まで、字ヤナケ谷林1182から1187まで、1188の1から1188の3まで、1189、1189の1、1189の2、1190、1191、字岡ノ上林1192、1193の1から1193の5まで、1194、1195、1196の1、1196の2、1197、1198、1198の1、1199、1200、1205、1205の1、1206、1206の1、1207、1208、1209の1、1209の2、1210から1215まで、1215の1、1216、1217、1218の1、1218の2、1219、1220、字後谷林1221、1223から1230まで、1231の1、1231の2、1232、1232の2、字寺谷山1234、1234の1、1235、1236の1、字シタク谷山1253の3、字カ子ツキ谷山1254の13、1254の15から1254の19まで、1254の21から1254の56まで、1254の58から1254の63まで、1254の65から1254の69まで、1259の2、字後谷山1262の1から1262の9まで、大字三吉字桜ヶ坪653、654、字客ノ谷北平655の1、655の2、656から658まで、658の1、660、字中尾661、662、字客ノ谷南平663から670まで、674、字大ノ上エ671から673まで、字ヒナタ676の1から676の3まで、677から679まで、680の1、680の2、681の1、681の2、字カジ屋皆地682の1、683から685まで、字タナ坪686から689まで、字下モ所カサ690、691の1、691の2、字段ノ山701（次の図に示す部分に限る。）、702から704まで、字アシガタ707、708の1、709、709の1、字堂ノ尾710の1、711、字ウシナサコ712の1から712の4まで、字毛谷718、字カマ谷724、725の1から725の3まで、726、727、字カツラ途728から735まで、736の1、736の2、字蔭平737から739まで、739の1、740、742の1、744、744の1、字恵徳山745から747まで、747の1、748の1、748の2、字アベカ途749の1、750の1から750の3まで、751、752の1、753、754の1、756の1、字漆山782の1、783の1、字妙ヶ谷784から786まで、787の1、787の2、787の5、787の8、788、字段途808、809の1、809の2、810、810の1、811から813まで、字大熊谷814、814の1、815の1、815の4、815の5、816から818まで、字小熊谷819、字ヤナガ谷820の1、821の1、821の5、821の6、822、823の1、字コウケ谷824の1、824の2、825の1、825の2、826、字小屋ノ谷827の1から827の4まで、字本谷828の1から828の29まで、字明ヶ谷829、830、字清水途831から836まで、字コラホ祢837、字庄田838の1、838の2、839の1、839の2、840の1、字ノト谷841、842の1、843、844、844の1、845、字家ノ上846、847、字小コ谷848、大字慶所字小谷289から298まで、字下畠上へ299から301まで、302の1、302の2、303から305まで、字段306から309まで、310の1、310の2、310の4、310の5、311、字梨ノ木312、字女子谷313から317まで、318の1、318の2、319、320の1から320の3まで、321、322、字藤屋根323から328まで、329の1、329の2、330の1、330の2、字菅谷331、331の1、332から343まで、345、346、346の1、347、347の1、字慶所奥348から357まで、359から361まで、361の1、362、字ケイシ山363から368まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1187の65

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字又毛谷左平1186の87

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 138 号

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和 36 年建設省令第 28 号) 第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	大 山 口 停 車 場 線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1地先から同町国信字下平ノ前1327-1地先まで	平成20年4月1日
一般県道	大 山 口 停 車 場 大 山 線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1地先から同町平木字宮川605-2地先まで	〃
一般県道	旧 奈 和 西 坪 線	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷959-1地先から同町西坪字矢ヶ坪549-8地先まで	〃

鳥取県告示第 139 号

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和 36 年建設省令第 28 号) 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	大山口停車場線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1地先から同町国信字下平ノ前1327-1地先まで	平成20年4月1日
一般県道	大山口停車場大山線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1地先から同町平木字宮川605-2地先まで	〃
一般県道	旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷959-1地先から同町西坪字矢ヶ坪549-8地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第 140 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 東部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
二級河川蒲生川水系蒲生川	次の図のとおり。
二級河川蒲生川水系小田川	〃
二級河川勝部川水系勝部川	〃
二級河川勝部川水系日置川	〃

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所県土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

2 八頭総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川千代川水系八東川	次の図のとおり。
一級河川千代川水系私都川	〃

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県八頭総合事務所土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

3 中部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
二級河川由良川水系由良川	次の図のとおり。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

4 西部総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川斐伊川水系加茂川	次の図のとおり。
一級河川斐伊川水系旧加茂川	〃
二級河川佐陀川水系佐陀川	〃
二級河川佐陀川水系精進川	〃

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

5 日野総合事務所管内

浸水想定区域を指定した河川の名称	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
一級河川日野川水系日野川	次の図のとおり。
一級河川日野川水系板井原川	〃

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県日野総合事務所土整備局に備え置いて閲覧に供する。）

鳥取県告示第 141 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

ごんげん谷（I-1-3-36-1）、中原川（I-1-3-36-2）、中津合（I-1-3-36-3）、阿毘縁川（I-1-3-36-5）、宮沢谷（I-1-3-36-6）、家ノ奥谷（I-1-3-36-7）、潤谷川（I-1-3-36-9）、宮ノ谷（I-1-3-36-10）、懸日谷川（I-1-3-36-13）、生山東谷川（I-1-

－3－36－15)、田ノ原川 (I－1－3－36－17)、下の谷川 (I－1－3－36－31)、寺の谷川 (I－1－3－36－32)、御明谷川 (I－1－3－36－33)、清十郎の谷川 (I－1－3－36－34)、なつち谷川 (I－1－3－36－35)、矢戸谷川 (I－1－3－36－37)、矢戸上川 (I－1－3－36－38)、コク蔵谷川 (I－1－3－36－39)、深谷川 (I－1－3－36－40)、森脇川 (I－1－3－36－41)、小熊井川 (I－1－3－36－43)、宮谷 (I－1－3－36－44)、宮内川 (I－1－3－36－45)、下萩谷川 (I－1－3－36－48)、萩山川 (I－1－3－36－50)、松原口谷 (I－1－3－36－51)、中荘谷 (I－1－3－36－52)、針間川 (I－1－3－36－54)、針間谷 (I－1－3－36－55)、萩津山 (I－1－3－36－57)、湯河川 (I－1－3－36－59)、上町上工側谷 (I－1－3－36－60)、上旧新谷 (I－1－3－36－63)、内方谷川 (I－1－3－36－64)、野組川 (I－1－3－36－67)、杉谷川 (I－1－3－36－72)、九塚川 (I－1－3－36－73)、湯谷川 (I－1－3－36－74)、呑まずの谷川 (I－1－3－36－75)、中間川 (I－1－3－36－77)、柳谷川 (I－1－3－36－78)、五郎谷川 (I－1－3－36－80)、塩滝川 (I－1－3－36－81)、山ノ神谷川 (I－1－3－36－82)、高代西谷川 (I－1－3－36－83)、高代中谷川 (I－1－3－36－84)、高代小谷川 (I－1－3－36－85)、高代川 (I－1－3－36－86)、中野川 (I－1－3－36－87)、堂ノ坂川 (I－1－3－36－88)、白谷川 (I－1－3－36－89)、無坂川 (I－1－3－36－90)、鍛冶屋川 (I－1－3－36－95)、馬川 (I－1－3－36－97)、木下山川 (I－1－3－36－98)、客川 (I－1－3－36－99)、野田川 (I－1－3－36－100)、谷川川 (I－1－3－36－103)、仲屋谷 (I－1－3－36－104)、友広谷川 (I－1－3－36－107)、寺の上川 (I－1－3－36－109)、宮本の下川 (I－1－3－36－110)、谷田川 (I－1－3－36－111)、谷田下谷川 (I－1－3－36－112)、山根谷川 (I－1－3－36－113)、長砂川 (I－1－3－36－114)、東ノ原川 (I－1－3－36－115)、毛無川 (I－1－3－36－116)、毛無谷川 (I－1－3－36－117)、花口谷川 (I－1－3－36－119)、吉渡谷 (I－1－3－36－120)、井手ノ谷 (I－1－3－36－121)、高橋 (I－1－3－36－122)、寺奥谷 (I－1－3－36－123)、金久曾川 (I－1－3－36－124)、湯河川 (I－1－3－36－125)、蛇谷川 (I－1－3－36－132)、龍光寺川 (I－1－3－36－133)、中山川 (I－1－3－36－134)、寺奥 (I－1－3－36－135)、坂井谷川 (I－1－3－36－136)、塩滝川右支溪 (I－1－3－36－137)、金屋谷 (II－1－3－36－1)、源蔵谷 (II－1－3－36－2)、土居 (II－1－3－36－4)、八上三谷 (II－1－3－36－5)、堤ヶ谷 (II－1－3－36－6)、鉦谷 (II－1－3－36－7)、山根 (II－1－3－36－9)、御寄谷 (II－1－3－36－10)、中村奥 (II－1－3－36－11)、桑ノ木谷 (II－1－3－36－12)、本谷 (II－1－3－36－14)、宮谷 (II－1－3－36－15)、鷹入 (II－1－3－36－16)、山神谷 (II－1－3－36－17)、坂原山 (II－1－3－36－18)、青山谷 (II－1－3－36－19)、タケノ谷 (II－1－3－36－20)、川東山 (II－1－3－36－21)、鍛冶屋床 (II－1－3－36－22)、梅ヶ谷 (II－1－3－36－23)、吉波 (II－1－3－36－24)、菅ノ谷 (II－1－3－36－27)、梶ヶ谷 (II－1－3－36－29)、堂ノ奥 (II－1－3－36－30)、家の奥 (II－1－3－36－32)、宮ノ上 (II－1－3－36－33)、家の上谷 (II－1－3－36－36)、火装場ヶ谷 (II－1－3－36－37)、深塚山 (II－1－3－36－38)、古屋敷 (II－1－3－36－39)、苔塚 (II－1－3－36－40)、同道原川 (II－1－3－36－42)、一丁田奥 (II－1－3－36－43)、水谷 (II－1－3－36－44)、川谷 (II－1－3－36－45)、本谷 (II－1－3－36－46)、万石 (II－1－3－36－47)、大谷奥 (II－1－3－36－48)、葉侶谷 (II－1－3－36－50)、塚田谷 (II－1－3－36－51)、見田 (II－1－3－36－52)、十文字山 (II－1－3－36－53)、十文字平 (II－1－3－36－54)、胡麻塚 (II－1－3－36－55)、寺田 (II－1－3－36－56)、鉄峠 (II－1－3－36－57)、中バンゾウ (II－1－3－36－58)、下バンゾウ (II－1－3－36－59)、家ノ奥谷 (II－1－3－36－61)、大滝 (II－1－3－36－62)、後山 (II－1－3－36－65)、中倉 (II－1－3－36－66)、桜子川 (II－1－3－36－67)、天鳥 (II－1－3－36－68)、石井谷 (II－1－3－36－69)、御明谷 (II－1－3－36－71)、ドン谷 (II－1－3－36－72)、所塔 (II－1－3－36－74)、黒谷 (II－1－3－36－75)、休塚 (II－1－3－36－76)、御崎谷 (II－1－3－36－77)、坊主谷 (II－1－3－36－79)、大亀口 (II－1－3－36－81)、栢ノ谷 (II－1－3－36－82)、小黒目 (II－1－3－36－83)、明谷 (II－1－3－36－84)、ハンノメ (II－1－3－36－85)、山神谷 (II－1－3－36－86)、清滝 (II－1－3－36－87)、灰谷 (II－1－3－36－89)、下垣内 (II－1－3－36－90)、下橋上 (II－1－3－36－91)、大塚畑 (II－1－3－36－92)、金井谷 (II－1

-3-36-93)、新屋(Ⅱ-1-3-36-94)、鉄穴谷(Ⅱ-1-3-36-95)、吉金(Ⅱ-1-3-36-96)、カンナ谷(Ⅱ-1-3-36-97)、名谷(Ⅱ-1-3-36-98)、オノ木谷(Ⅱ-1-3-36-99)、若杉東(Ⅱ-1-3-36-100)、大谷鉦床(Ⅱ-1-3-36-101)、よし塔(Ⅱ-1-3-36-103)、松ノ前(Ⅱ-1-3-36-104)、沖塔(Ⅱ-1-3-36-106)、大原山(Ⅱ-1-3-36-107)、鉄穴奥(Ⅱ-1-3-36-108)、隠日(Ⅱ-1-3-36-110)、小谷(Ⅱ-1-3-36-111)、聖ヶ谷(Ⅱ-1-3-36-113)、聖ヶ谷奥(Ⅱ-1-3-36-114)、瀧木(Ⅱ-1-3-36-115)、宗金(Ⅱ-1-3-36-116)、追立(Ⅱ-1-3-36-117)、龍王谷(Ⅱ-1-3-36-118)、土居(Ⅱ-1-3-36-120)、宗後(Ⅱ-1-3-36-121)、陰地(Ⅱ-1-3-36-122)、戸田(Ⅱ-1-3-36-123)、洞(Ⅱ-1-3-36-125)、黒谷(Ⅱ-1-3-36-126)、鉄穴内(Ⅱ-1-3-36-127)、井ノ奥(Ⅱ-1-3-36-128)、二反田(Ⅱ-1-3-36-129)、棚谷(Ⅱ-1-3-36-130)、力谷(Ⅱ-1-3-36-131)、荒神の奥谷(Ⅱ-1-3-36-132)、坊塔谷(Ⅱ-1-3-36-133)、中荘川(Ⅱ-1-3-36-135)、旧新谷(Ⅱ-1-3-36-136)、花子ヶ塔(Ⅱ-1-3-36-137)、森脇(Ⅱ-1-3-36-138)、船ヶ塔(Ⅱ-1-3-36-139)、大原谷(Ⅱ-1-3-36-142)、森脇谷川(Ⅱ-1-3-36-144)、鍛冶屋塔(Ⅱ-1-3-36-149)、芝ヶ峠(Ⅱ-1-3-36-150)、林ヶ塔(Ⅱ-1-3-36-151)、植松向(Ⅱ-1-3-36-152)、仲(Ⅱ-1-3-36-153)、下ヶ市(Ⅱ-1-3-36-154)、石井(Ⅱ-1-3-36-155)、平(Ⅱ-1-3-36-156)、代の原(Ⅱ-1-3-36-157)、石原(Ⅱ-1-3-36-158)、飛時原山(Ⅱ-1-3-36-160)、棚谷(Ⅱ-1-3-36-161)、下石見谷川(Ⅱ-1-3-36-162)、中村(Ⅱ-1-3-36-163)、金井谷川(Ⅱ-1-3-36-164)、谷川川(Ⅱ-1-3-36-165)、いもはや川(Ⅱ-1-3-36-166)、道場川(Ⅱ-1-3-36-167)、カゴの谷(Ⅱ-1-3-36-168)、陽山奥(Ⅱ-1-3-36-170)、陽山(Ⅱ-1-3-36-171)、中湯谷川(Ⅱ-1-3-36-172)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

中原地区(Ⅰ-987)、佐木谷地区(Ⅰ-988)、生山地区(Ⅰ-990)、鍛冶屋地区(Ⅰ-993)、上花口地区(Ⅰ-994)、上石見地区(Ⅰ-995)、宗金地区(Ⅰ-997)、猪子原地区(Ⅰ-998)、三栄地区(Ⅰ-999)、下三栄地区(Ⅰ-1000)、多里B地区(Ⅰ-1001)、多里地区(Ⅰ-1002)、上石見2地区(Ⅰ-1173)、是次地区(Ⅰ-1174)、矢戸地区(Ⅰ-1177)、宮内地区(Ⅰ-1178)、湯河地区(Ⅰ-1179)、折渡地区(Ⅰ-1471)、印賀地区(Ⅰ-1472)、菅沢地区(Ⅰ-1473)、笠木地区(Ⅰ-1474)、福万来地区(Ⅰ-1476)、霞3地区(Ⅰ-1477)、生山2地区(Ⅰ-1478)、神戸上地区(Ⅰ-1479)、萩原地区(Ⅰ-1480)、萩原2地区(Ⅰ-1481)、神福地区(Ⅰ-1482)、新屋地区(Ⅰ-1483)、新屋2地区(Ⅰ-1484)、豊栄地区(Ⅰ-1486)、菅沢2地区(Ⅰ-1489)、寺奥地区(Ⅰ-1492)、笠木12地区(Ⅰ-人工52)、新屋3地区(Ⅰ-人工53)、上萩山地区(Ⅰ-人工54)、福寿夷地区(Ⅰ-人工55)、谷川地区(Ⅱ-3085)、印賀2地区(Ⅱ-3087)、印賀3地区(Ⅱ-3088)、印賀4地区(Ⅱ-3089)、印賀5地区(Ⅱ-3090)、印賀6地区(Ⅱ-3091)、印賀7地区(Ⅱ-3092)、印賀8地区(Ⅱ-3093)、印賀9地区(Ⅱ-3094)、印賀10地区(Ⅱ-3095)、印賀11地区(Ⅱ-3096)、折渡2地区(Ⅱ-3097)、折渡3地区(Ⅱ-3098)、折渡4地区(Ⅱ-3099)、折渡5地区(Ⅱ-3100)、折渡6地区(Ⅱ-3101)、折渡7地区(Ⅱ-3102)、折渡8地区(Ⅱ-3103)、折渡9地区(Ⅱ-3104)、折渡11地区(Ⅱ-3106)、折渡12地区(Ⅱ-3107)、折渡13地区(Ⅱ-3108)、折渡14地区(Ⅱ-3109)、菅沢3地区(Ⅱ-3111)、菅沢4地区(Ⅱ-3112)、菅沢5地区(Ⅱ-3113)、菅沢6地区(Ⅱ-3114)、菅沢7地区(Ⅱ-3115)、菅沢8地区(Ⅱ-3116)、菅沢9地区(Ⅱ-3117)、菅沢10地区(Ⅱ-3118)、菅沢11地区(Ⅱ-3119)、菅沢12地区(Ⅱ-3120)、菅沢13地区(Ⅱ-3121)、菅沢14地区(Ⅱ-3122)、菅沢15地区(Ⅱ-3123)、阿毘縁地区(Ⅱ-3124)、阿毘縁2地区(Ⅱ-3125)、阿毘縁3地区(Ⅱ-3126)、阿毘縁4地区(Ⅱ-3127)、

阿毘縁 5 地区 (Ⅱ-3128)、阿毘縁 6 地区 (Ⅱ-3129)、阿毘縁 7 地区 (Ⅱ-3130)、阿毘縁 8 地区 (Ⅱ-3131)、阿毘縁 9 地区 (Ⅱ-3132)、阿毘縁 10 地区 (Ⅱ-3133)、阿毘縁 11 地区 (Ⅱ-3134)、下阿毘縁地区 (Ⅱ-3135)、下阿毘縁 2 地区 (Ⅱ-3136)、下阿毘縁 3 地区 (Ⅱ-3137)、下阿毘縁 4 地区 (Ⅱ-3138)、下阿毘縁 5 地区 (Ⅱ-3139)、下阿毘縁 6 地区 (Ⅱ-3140)、下阿毘縁 7 地区 (Ⅱ-3141)、下阿毘縁 8 地区 (Ⅱ-3142)、下阿毘縁 9 地区 (Ⅱ-3143)、下阿毘縁 11 地区 (Ⅱ-3145)、福寿実 2 地区 (Ⅱ-3146)、福寿実 3 地区 (Ⅱ-3147)、福寿実 4 地区 (Ⅱ-3148)、福寿実 5 地区 (Ⅱ-3149)、福寿実 6 地区 (Ⅱ-3150)、福寿実 7 地区 (Ⅱ-3151)、福寿実 9 地区 (Ⅱ-3153)、福寿実 10 地区 (Ⅱ-3154)、宝谷 2 地区 (Ⅱ-3156)、宝谷 3 地区 (Ⅱ-3157)、宝谷 4 地区 (Ⅱ-3158)、茶屋 2 地区 (Ⅱ-3159)、茶屋 3 地区 (Ⅱ-3160)、茶屋 4 地区 (Ⅱ-3161)、福万来 2 地区 (Ⅱ-3162)、福万来 3 地区 (Ⅱ-3163)、福万来 4 地区 (Ⅱ-3164)、福万来 5 地区 (Ⅱ-3165)、福万来 6 地区 (Ⅱ-3166)、福万来 7 地区 (Ⅱ-3167)、福万来 8 地区 (Ⅱ-3168)、福万来 9 地区 (Ⅱ-3169)、福万来 10 地区 (Ⅱ-3170)、福万来 11 地区 (Ⅱ-3171)、福万来 12 地区 (Ⅱ-3172)、福万来 13 地区 (Ⅱ-3173)、福万来 14 地区 (Ⅱ-3174)、福万来 15 地区 (Ⅱ-3175)、福万来 16 地区 (Ⅱ-3176)、霞 7 地区 (Ⅱ-3177)、霞 8 地区 (Ⅱ-3178)、霞 9 地区 (Ⅱ-3179)、霞 12 地区 (Ⅱ-3182)、生山 G 地区 (Ⅱ-3187)、佐木谷 2 地区 (Ⅱ-3189)、佐木谷 3 地区 (Ⅱ-3190)、佐木谷 4 地区 (Ⅱ-3191)、佐木谷 5 地区 (Ⅱ-3192)、佐木谷 6 地区 (Ⅱ-3193)、笠木 3 地区 (Ⅱ-3194)、笠木 4 地区 (Ⅱ-3195)、笠木 5 地区 (Ⅱ-3196)、笠木 6 地区 (Ⅱ-3197)、笠木 7 地区 (Ⅱ-3198)、笠木 8 地区 (Ⅱ-3199)、笠木 9 地区 (Ⅱ-3200)、笠木 10 地区 (Ⅱ-3201)、花口地区 (Ⅱ-3202)、花口 2 地区 (Ⅱ-3203)、花口 3 地区 (Ⅱ-3204)、花口 4 地区 (Ⅱ-3205)、花口 5 地区 (Ⅱ-3206)、花口 6 地区 (Ⅱ-3207)、花口 7 地区 (Ⅱ-3208)、花口 8 地区 (Ⅱ-3209)、花口 9 地区 (Ⅱ-3210)、花口 10 地区 (Ⅱ-3211)、花口 11 地区 (Ⅱ-3212)、上萩山 2 地区 (Ⅱ-3213)、上萩山 3 地区 (Ⅱ-3214)、上萩山 4 地区 (Ⅱ-3215)、上萩山 5 地区 (Ⅱ-3216)、上萩山 6 地区 (Ⅱ-3217)、上萩山 7 地区 (Ⅱ-3218)、上萩山 8 地区 (Ⅱ-3219)、上萩山 9 地区 (Ⅱ-3220)、上萩山 10 地区 (Ⅱ-3221)、上萩山 11 地区 (Ⅱ-3222)、上萩山 12 地区 (Ⅱ-3223)、上萩山 14 地区 (Ⅱ-3225)、上萩山 15 地区 (Ⅱ-3226)、宮内 2 地区 (Ⅱ-3227)、宮内 3 地区 (Ⅱ-3228)、宮内 4 地区 (Ⅱ-3229)、宮内 6 地区 (Ⅱ-3231)、宮内 7 地区 (Ⅱ-3232)、宮内 8 地区 (Ⅱ-3233)、宮内 9 地区 (Ⅱ-3234)、宮内 10 地区 (Ⅱ-3235)、矢戸 2 地区 (Ⅱ-3236)、矢戸 3 地区 (Ⅱ-3237)、矢戸 4 地区 (Ⅱ-3238)、矢戸 5 地区 (Ⅱ-3239)、三栄 2 地区 (Ⅱ-3240)、三栄 3 地区 (Ⅱ-3241)、丸山 2 地区 (Ⅱ-3243)、丸山 5 地区 (Ⅱ-3246)、丸山 6 地区 (Ⅱ-3247)、下石見 2 地区 (Ⅱ-3249)、下石見 3 地区 (Ⅱ-3250)、下石見 4 地区 (Ⅱ-3251)、下石見 5 地区 (Ⅱ-3252)、下石見 6 地区 (Ⅱ-3253)、下石見 7 地区 (Ⅱ-3254)、下石見 8 地区 (Ⅱ-3255)、下石見 9 地区 (Ⅱ-3256)、下石見 10 地区 (Ⅱ-3257)、下石見 11 地区 (Ⅱ-3258)、神戸上 2 地区 (Ⅱ-3259)、神戸上 3 地区 (Ⅱ-3260)、神戸上 4 地区 (Ⅱ-3261)、神戸上 5 地区 (Ⅱ-3262)、多里 C 地区 (Ⅱ-3263)、多里 D 地区 (Ⅱ-3264)、多里 E 地区 (Ⅱ-3265)、多里 F 地区 (Ⅱ-3266)、湯河 2 地区 (Ⅱ-3267)、湯河 3 地区 (Ⅱ-3268)、湯河 4 地区 (Ⅱ-3269)、萩原 7 地区 (Ⅱ-3270)、湯河 6 地区 (Ⅱ-3271)、湯河 7 地区 (Ⅱ-3272)、萩原 3 地区 (Ⅱ-3273)、萩原 4 地区 (Ⅱ-3274)、萩原 5 地区 (Ⅱ-3275)、河上地区 (Ⅱ-3276)、河上 2 地区 (Ⅱ-3277)、河上 3 地区 (Ⅱ-3278)、河上 4 地区 (Ⅱ-3279)、河上 5 地区 (Ⅱ-3280)、河上 6 地区 (Ⅱ-3281)、河上 7 地区 (Ⅱ-3282)、河上 8 地区 (Ⅱ-3283)、河上 9 地区 (Ⅱ-3284)、河上 10 地区 (Ⅱ-3285)、神福 2 地区 (Ⅱ-3286)、神福 3 地区 (Ⅱ-3287)、神福 4 地区 (Ⅱ-3288)、神福 5 地区 (Ⅱ-3289)、神福 6 地区 (Ⅱ-3290)、神福 7 地区 (Ⅱ-3291)、神福 8 地区 (Ⅱ-3292)、神福 9 地区 (Ⅱ-3293)、神福 10 地区 (Ⅱ-3294)、神福 11 地区 (Ⅱ-3295)、神福 12 地区 (Ⅱ-3296)、神福 13 地区 (Ⅱ-3297)、神福 14 地区 (Ⅱ-3298)、神福 15 地区 (Ⅱ-3299)、神福 16 地区 (Ⅱ-3300)、神福 17 地区 (Ⅱ-3301)、神福 18 地区 (Ⅱ-3302)、神福 19 地区 (Ⅱ-3303)、福塚地区 (Ⅱ-3304)、福塚 2 地区 (Ⅱ-3305)、三吉地区 (Ⅱ-3306)、三吉 2 地区 (Ⅱ-3307)、三吉 3 地区 (Ⅱ-3308)、三吉 4 地区 (Ⅱ-3309)、三吉 5 地区 (Ⅱ-3310)、三吉 6 地区 (Ⅱ-3311)、三吉 7 地区 (Ⅱ-3312)、三吉 8 地区 (Ⅱ-3313)、三吉 9 地区 (Ⅱ-3314)、三吉 10 地区 (Ⅱ-3315)、三吉 11 地区 (Ⅱ-3316)、三吉 12 地区 (Ⅱ-3317)、三吉 13 地区 (Ⅱ-3318)、三吉 14 地区 (Ⅱ-3319)、郡家地区 (Ⅱ-3320)、仲屋谷地区 (Ⅱ-3321)、鑄物屋地区 (Ⅱ-3322)、上石見 5 地区 (Ⅱ-3323)、上石見 6 地区 (Ⅱ-3324)、豊栄 2 地区 (Ⅱ-3325)、豊栄 3 地区 (Ⅱ-3326)、豊栄 4

地区（Ⅱ－3327）、豊栄 5 地区（Ⅱ－3328）、豊栄 6 地区（Ⅱ－3329）、豊栄 7 地区（Ⅱ－3330）、豊栄 8 地区（Ⅱ－3331）、豊栄 9 地区（Ⅱ－3332）、豊栄 10 地区（Ⅱ－3333）、豊栄 11 地区（Ⅱ－3334）、豊栄 12 地区（Ⅱ－3335）、豊栄 13 地区（Ⅱ－3336）、豊栄 14 地区（Ⅱ－3337）、豊栄 15 地区（Ⅱ－3338）、新屋 4 地区（Ⅱ－3339）、多里 I 地区（Ⅱ－3340）、新屋 6 地区（Ⅱ－3341）、新屋 7 地区（Ⅱ－3342）、新屋 9 地区（Ⅱ－3344）、新屋 10 地区（Ⅱ－3345）、新屋 11 地区（Ⅱ－3346）、新屋 12 地区（Ⅱ－3347）、新屋 13 地区（Ⅱ－3348）、新屋 14 地区（Ⅱ－3349）、新屋 16 地区（Ⅱ－3351）、新屋 18 地区（Ⅱ－3353）、菅沢 16 地区（Ⅱ－3354）、折渡 16 地区（Ⅱ－3355）、折渡 17 地区（Ⅱ－3356）、折渡 18 地区（Ⅱ－3357）、下阿毘縁 12 地区（Ⅱ－3358）、下阿毘縁 13 地区（Ⅱ－3359）、阿毘縁 12 地区（Ⅱ－3360）、阿毘縁 13 地区（Ⅱ－3361）、笠木 11 地区（Ⅱ－3362）、福万来 17 地区（Ⅱ－3363）、福万来 18 地区（Ⅱ－3364）、福万来 19 地区（Ⅱ－3365）、矢戸 6 地区（Ⅱ－3366）、矢戸 7 地区（Ⅱ－3367）、宮内 11 地区（Ⅱ－3369）、河上 11 地区（Ⅱ－3370）、多里 G 地区（Ⅱ－3371）、上萩山 16 地区（Ⅱ－3372）、上萩山 17 地区（Ⅱ－3373）、上萩山 18 地区（Ⅱ－3374）、上萩山 19 地区（Ⅱ－3375）、上萩山 20 地区（Ⅱ－3376）、上萩山 21 地区（Ⅱ－3377）、霞 13 地区（Ⅱ－3378）、三栄 4 地区（Ⅱ－3379）、三栄 5 地区（Ⅱ－3380）、萩原 6 地区（Ⅱ－3381）、三吉 15 地区（Ⅱ－3382）、三吉 16 地区（Ⅱ－3383）、神福 20 地区（Ⅱ－3384）、神福 21 地区（Ⅱ－3385）、花口 12 地区（Ⅱ－3386）、宗金 2 地区（Ⅱ－3387）、下石見 13 地区（Ⅱ－3388）、下石見 14 地区（Ⅱ－3389）、下石見 15 地区（Ⅱ－3390）、豊栄 16 地区（Ⅱ－3391）、豊栄 17 地区（Ⅱ－3392）、福塚 3 地区（Ⅱ－3393）、福塚 4 地区（Ⅱ－3394）、花口 13 地区（Ⅱ－3395）、印賀 12 地区（Ⅱ－人工 2014）、印賀 13 地区（Ⅱ－人工 2015）、折渡 19 地区（Ⅱ－人工 2016）、阿毘縁 14 地区（Ⅱ－人工 2017）、阿毘縁 16 地区（Ⅱ－人工 2019）、下阿毘縁 14 地区（Ⅱ－人工 2020）、下阿毘縁 15 地区（Ⅱ－人工 2021）、福寿実 11 地区（Ⅱ－人工 2023）、福寿実 12 地区（Ⅱ－人工 2024）、福寿実 13 地区（Ⅱ－人工 2025）、茶屋 5 地区（Ⅱ－人工 2026）、神福 22 地区（Ⅱ－人工 2027）、神福 23 地区（Ⅱ－人工 2028）、三吉 17 地区（Ⅱ－人工 2029）、新屋 19 地区（Ⅱ－人工 2030）、新屋 20 地区（Ⅱ－人工 2031）、新屋 21 地区（Ⅱ－2032）、福寿実 14 地区（Ⅱ－人工 2033）、多里 H 地区（Ⅱ－人工 2035）、三吉 18 地区（Ⅱ－人工 2036）、神戸上 6 地区（Ⅱ－人工 2037）、花口 14 地区（Ⅱ－人工 2038）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 142 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害警戒区域の名称

本谷川（Ⅰ－2－26－32－1）、山坪井谷（Ⅰ－2－26－32－3）、小大場（Ⅰ－2－26－32－4）、西原谷（Ⅰ－3－00－32－5）、西原 i（Ⅰ－2－26－32－7）、西原 ii（Ⅰ－2－26－32－8）、北尾 i（Ⅰ－2－26－32－9）、北尾 ii（Ⅰ－2－26－32－10）、柳谷川（Ⅰ－2－26－32－11）、本宮 i（Ⅰ－2－26－32－13）、本宮 ii（Ⅰ－2－26－32－14）、西原 iii（Ⅱ－2－33－32－3）、上淀 i（Ⅱ－2－26－32－4）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

本宮地区 (I-948)、本宮 2 地区 (I-949)、富繁地区 (I-952)、福井地区 (I-953)、西原地区 (I-1171)、西原 2 地区 (I-1454)、西原 3 地区 (I-1455)、西原 4 地区 (I-1456)、北尾地区 (I-1457)、福岡地区 (I-1458)、西尾原地区 (I-1459)、小波浜地区 (II-3018)、西原 5 地区 (II-3019)、西原 6 地区 (II-3020)、西原 7 地区 (II-3021)、上淀地区 (II-3022)、富繁 2 地区 (II-3025)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 143 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大山町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大山寺谷川 (I-2-27-33-1)、大山谷川 (I-2-27-33-2)、水穴川 (I-2-25-33-3)、門野川 (I-2-25-33-4)、岡ノ谷川 (I-2-25-33-5)、妻木川 (I-2-32-33-6)、富岡谷 (I-2-32-33-7)、種原二 (I-2-25-33-8)、種原一 (I-2-25-33-9)、釜戸二 (I-2-25-33-10)、大谷川 (I-2-30-34-1)、三坂 (II-2-25-33-1)、釜戸一 (II-2-25-33-2)、川手川 (II-2-25-34-1)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大山町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

別所地区 (I-954)、香取地区 (I-955)、中門院谷地区 (I-956)、立の坂下地区 (I-957)、滝坂の下地区 (I-958)、釜戸下地区 (I-959)、豊成地区 (I-960)、豊成 2 地区 (I-961)、倉谷地区 (I-962)、小竹東地区 (I-963)、小竹西地区 (I-964)、下坪地区 (I-965)、御来屋東地区 (I-966)、下坪田地区 (I-969)、門前地区 (I-970)、梶原地区 (I-971)、東谷地区 (I-972)、梶原 2 地区 (I-

973)、旧奈和 2 地区 (I-974)、旧奈和地区 (I-975)、押平地区 (I-977)、福田地区 (I-978)、八重下地区 (I-979)、八重上地区 (I-980)、束積地区 (I-981)、高橋地区 (I-983)、殿河内地区 (I-984)、庄田地区 (I-985)、松河原地区 (I-986)、旧奈和 3 地区 (I-1172)、妻木地区 (I-1460)、一ノ谷地区 (I-1461)、種原地区 (I-1462)、大山地区 (I-1463)、大雀地区 (I-1464)、羽田井地区 (I-1465)、樋谷地区 (I-1466)、高橋地区 (I-1467)、退休寺地区 (I-1468)、関見地区 (I-1469)、下市地区 (I-1470)、西坪地区 (I-人工 41)、羽田井地区 (I-人工 42)、下市地区 (I-人工 43)、平田地区 (II-3026)、長田地区 (II-3027)、長田 2 地区 (II-3028)、佐摩地区 (II-3029)、原地区 (II-3030)、原 2 地区 (II-3031)、宮内地区 (II-3032)、一ノ谷 2 地区 (II-3033)、一ノ谷 3 地区 (II-3034)、大谷地区 (II-3035)、大山 2 地区 (II-3037)、大山 3 地区 (II-3038)、御来屋地区 (II-3039)、坪田一区地区 (II-3040)、坪田二区 2 地区 (II-3041)、豊成 3 地区 (II-3042)、豊成 4 地区 (II-3043)、豊成 5 地区 (II-3044)、梶原 3 地区 (II-3045)、豊成 6 地区 (II-3046)、文殊領地区 (II-3048)、旧奈和 4 地区 (II-3049)、加茂 3 地区 (II-3051)、神田地区 (II-3052)、加茂 4 地区 (II-3053)、加茂 5 地区 (II-3054)、高田地区 (II-3055)、羽田井 2 地区 (II-3056)、退休寺 2 地区 (II-3057)、下市 2 地区 (II-3058)、束積 2 地区 (II-3060)、束積 3 地区 (II-3061)、退休寺 3 地区 (II-3062)、高橋 3 地区 (II-3063)、二本松地区 (II-3065)、林ノ峰 2 地区 (II-3067)、林ノ峰 4 地区 (II-3069)、庄田 2 地区 (II-3072)、二本松 9 地区 (II-3073)、樋谷 2 地区 (II-3074)、羽田井 3 地区 (II-3075)、羽田井 4 地区 (II-3076)、羽田井 6 地区 (II-3078)、二本松 4 地区 (II-3079)、二本松 5 地区 (II-3080)、二本松 7 地区 (II-3082)、下甲地区 (II-3084)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 144 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

宮の谷川 (I-1-3-30-2)、上細見川 (I-1-3-30-3)、宇代大谷川 (I-1-3-39-15)、谷山川 (I-1-3-39-16)、荘支川 (I-1-3-39-17)、父原谷川 (I-1-3-39-18)、沢の谷川 (I-1-3-39-19)、勘部川 (I-1-3-39-20)、畑谷川 (I-1-3-39-21)、懸橋川 (I-1-3-39-22)、江戸谷川 (I-1-3-39-23)、武王谷川 (I-1-3-39-24)、入道谷川 (I-1-3-39-25)、藤屋川 (I-1-3-39-26)、二部大谷川 (I-1-3-39-27)、小谷川 (I-1-3-39-28)、間地川 (I-1-3-39-29)、須鎌川 (I-1-3-39-30)、杵田川 (I-1-3-39-32)、谷中川 (I-1-3-39-33)、池田川 (I-1-3-39-34)、下代小谷川 (I-1-3-39-35)、家の奥谷川 (I-1-3-39-36)、下代川 (I-1-3-39-37)、上谷川 (I-1-3-39-38)、田の奥谷川 (I-1-3-39-39)、間賀川 (I-1-3-39-40)、上代大谷川 (I-1-3-39-41)、長龍寺谷 (I-1-3-39-)

－43)、二部支川 1 (I - 1 - 3 - 39 - 44)、須鎌川右支川 1 (I - 1 - 3 - 39 - 45)、森脇川 (I - 1 - 3 - 39 - 46)、前田川 (I - 1 - 3 - 39 - 47)、三部支川 (I - 1 - 3 - 39 - 48)、藤屋川左支川 3 (I - 1 - 3 - 39 - 49)、宇代支川 (II - 1 - 3 - 39 - 7)、父原支川 (II - 1 - 3 - 39 - 8)、二部支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 9)、二部支川 3 (II - 1 - 3 - 39 - 11)、二部支川 4 (II - 1 - 3 - 39 - 12)、間地川右支川 1 (II - 1 - 3 - 39 - 14)、間地川右支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 15)、須鎌川左支川 (II - 1 - 3 - 39 - 17)、須鎌川右支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 18)、藤屋川左支川 1 (II - 1 - 3 - 39 - 20)、藤屋川左支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 21)、東畑地支川 (II - 1 - 3 - 39 - 24)、谷中川右支川 (II - 1 - 3 - 39 - 25)、福岡郷原支川 1 (II - 1 - 3 - 39 - 26)、福岡郷原支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 27)、福岡郷原支川 3 (II - 1 - 3 - 39 - 28)、福岡支川 1 (II - 1 - 3 - 39 - 29)、福岡支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 30)、長井谷川 (II - 1 - 3 - 39 - 31)、福岡支川 3 (II - 1 - 3 - 39 - 32)、福岡支川 4 (II - 1 - 3 - 39 - 33)、福岡支川 5 (II - 1 - 3 - 39 - 34)、上代支川 1 (II - 1 - 3 - 39 - 35)、上代支川 2 (II - 1 - 3 - 39 - 36)、上代支川 3 (II - 1 - 3 - 39 - 37)、上代支川 4 (II - 1 - 3 - 39 - 38)、福岡支川 6 (II - 1 - 3 - 39 - 39)、上代支川 5 (II - 1 - 3 - 39 - 40)、上代支川 6 (II - 1 - 3 - 39 - 41)、東谷川 (II - 1 - 3 - 39 - 42)、宇谷川 (II - 1 - 3 - 39 - 43)、畑地支川 (II - 1 - 3 - 39 - 44)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

半川地区 (I - 937)、大原地区 (I - 938)、真野地区 (I - 939)、口別所地区 (I - 940)、小町北地区 (I - 941)、小町南地区 (I - 942)、上細見南地区 (I - 943)、上細見地区 (I - 944)、坂長上地区 (I - 945)、坂長下地区 (I - 946)、大寺地区 (I - 947)、福岡地区 (I - 1037)、福居地区 (I - 1038)、二部地区 (I - 1039)、福島地区 (I - 1040)、船越地区 (I - 1041)、三部地区 (I - 1042)、古市地区 (I - 1043)、清山地区 (I - 1170)、上の名地区 (I - 1190)、二部 2 地区 (I - 1191)、三部地区 (I - 1192)、田園町地区 (I - 1453)、福岡 2 地区 (I - 1526)、福岡 3 地区 (I - 1527)、荘地区 (I - 1534)、福吉地区 (I - 1536)、福岡 4 地区 (I - 1537)、福岡 5 地区 (I - 1538)、金廻地区 (I - 人工 50)、久古地区 (I - 人工 51)、宇代地区 (I - 人工 62)、大殿地区 (II - 3015)、丸山地区 (II - 3016)、丸山 2 地区 (II - 3017)、宇代 2 地区 (II - 3526)、宇代 3 地区 (II - 3527)、古市 2 地区 (II - 3529)、福居 2 地区 (II - 3532)、福居 3 地区 (II - 3533)、福居 4 地区 (II - 3534)、福居 5 地区 (II - 3535)、福居 6 地区 (II - 3536)、福居 7 地区 (II - 3537)、福居 8 地区 (II - 3538)、三部 2 地区 (II - 3539)、船越地区 (II - 3540)、船越 2 地区 (II - 3541)、船越 3 地区 (II - 3542)、福島 2 地区 (II - 3543)、父原地区 (II - 3544)、父原 2 地区 (II - 3545)、父原 3 地区 (II - 3546)、荘 2 地区 (II - 3547)、焼杉地区 (II - 3549)、焼杉 2 地区 (II - 3550)、焼杉 3 地区 (II - 3551)、福岡 6 地区 (II - 3552)、福岡 7 地区 (II - 3553)、福岡 8 地区 (II - 3554)、福岡 9 地区 (II - 3555)、福岡 10 地区 (II - 3556)、福岡 11 地区 (II - 3557)、福岡 12 地区 (II - 3558)、福岡 13 地区 (II - 3559)、福岡 14 地区 (II - 3560)、福岡 15 地区 (II - 3561)、福岡 16 地区 (II - 3562)、福岡 17 地区 (II - 3563)、福岡 18 地区 (II - 3564)、福岡 19 地区 (II - 3565)、畑池地区 (II - 3567)、畑池 2 地区 (II - 3568)、畑池 3 地区 (II - 3569)、畑池 4 地区 (II - 3570)、二部 3 地区 (II - 3571)、二部 4 地区 (II - 3572)、三部 3 地区 (II - 3575)、宇代 4 地区 (II - 3576)、大殿 2 地区 (I - 人工 2013)、福岡 21 地区 (II - 人工 2049)、福岡 22 地区 (II - 人工 2050)、福岡 23 地区 (II - 人工 2051)、福岡 24 地区 (II - 人工 2052)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 145 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 2 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
乾 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市戎町 111-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関する適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 146 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

就任した役員の氏名及び住所
理 事 桑 本 勇 東伯郡北栄町由良宿 650
平成 20 年 3 月 2 日就任 任期 平成 23 年 4 月 6 日まで

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 19 日付鳥取県告示第 78 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

富家 正雄	鳥取市国府町神垣字峠 240
〃	鳥取市国府町神垣字上峠 244
〃	鳥取市国府町神垣字上峠 244 の 1
〃	鳥取市国府町神垣字上峠 247 の 1
森下 秀雄	鳥取市国府町神垣字反田 251
〃	鳥取市国府町神垣字反田 253 の 3
〃	鳥取市国府町神垣字反田 254
〃	鳥取市国府町神垣字反田 254 の 2
〃	鳥取市国府町神垣字反田 255
〃	鳥取市国府町神垣字反田 255 の 1
〃	鳥取市国府町神垣字後谷 257
〃	鳥取市国府町神垣字山ノ神ノ下 260 の 3
〃	鳥取市国府町神垣字山ノ神ノ下 261 の 1
〃	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 271
〃	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 271 の 1
〃	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 272 の 1
富家 正雄	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 279 の 1
森下 秀雄	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 281 の 1
野村 竹男	鳥取市国府町神垣字堤ノ下 285
森下 秀雄	鳥取市国府町神垣字畑山 565 の 2
〃	鳥取市国府町神垣字畑山 566 の 2
野村 敏広	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 11
〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 16
〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 31
〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 32
〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 33

〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 34
〃	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 35
森原 元藏	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 42
野村 敏広	鳥取市国府町栃本字尾崎平 683 の 49

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大塚 浅藏	鳥取市国府町岡益字大堤谷 643
安木 義助	鳥取市国府町岡益字細尾山 695 の 1
福田 秀光	〃
福田 徳治	〃
福田登貴雄	〃
林 壽賀藏	〃
櫻田 豊吉	〃
西垣 幸喜	鳥取市国府町美敷字小鉄甲 670 の 2
西向 浅藏	〃
中山 文夫	〃
伊木直右衛門	鳥取市国府町高岡字小柳内谷 949 の 1
五百川重雄	〃
山崎 至誠	〃
山志田富栄	〃
山本 裕	〃
山本 和典	〃
治部 金藏	〃
森下 都子	〃
川上 音造	〃
川上 吉次	〃

川上 厚子	〃
川上 正人	〃
前田 常男	〃
前田 信義	〃
前田 増平	〃
谷口 節雄	〃
谷口 直道	〃
豊国 永次	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

国府町岡益字細尾山 695 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森本 薫	鳥取市国府町宮下字上之山 654 の 2
植田 浩一	鳥取市国府町宮下字上之山 654 の 3
橋本 治夫	鳥取市国府町町屋字頂 556
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃
前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃
土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
橋本 治夫	鳥取市国府町町屋字頂 556 の 1
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃

前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃
土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
井上 松藏	鳥取市国府町町屋字天神谷 564
橋本 治夫	〃
山下 スウ	〃
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃
浅井裕次郎	〃
前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃
土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
橋本 治夫	鳥取市国府町町屋字鷺山 565 の 1
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃
前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃
土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
橋本 治夫	鳥取市国府町町屋字鷺山 565 の 2
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃
前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃

土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
井上 松藏	鳥取市国府町屋字ロヲツ谷 566 の 2
橋本 治夫	〃
山下 スウ	〃
森田 定吉	〃
川戸 鉄藏	〃
浅井裕次郎	〃
前田岩次郎	〃
田村 武	〃
渡邊 泰夫	〃
土井 国治	〃
藤雄 勝政	〃
武田 長好	〃
村田 延吉	鳥取市国府町美歎字岩ヶ平 745 の 15
伊木直右衛門	鳥取市国府町高岡字中尾 947
横山 良苞	〃
宮本 勝雄	〃
五百川重雄	〃
山崎 至誠	〃
山志田富栄	〃
山本 裕	〃
治部 金蔵	〃
森下 都子	〃
川上 音造	〃
川上 吉次	〃
川上 厚子	〃
川上 正人	〃
前田 常男	〃
前田 信義	〃
前田 増平	〃
谷口 節雄	〃

谷口 直道	〃
谷口 徳実	〃
豊国 永次	〃
前田 泰	鳥取市国府町神垣字藪ノ内 247 の 2
前田 苞	鳥取市国府町神垣字反田 250 の 2
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 7
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 糸蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 鶴蔵	〃

太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 10
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 糸蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃

太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 靄蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 16
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃

西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 糸蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 靄蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 17
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃

溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 糸蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 鶴蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃

廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 18
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 粂蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 鶴蔵	〃
太田宇三郎	〃

太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 19
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 衆蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃

太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 靄蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 20
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃
溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃

西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 粂蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 靄蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田已太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃
廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
安田 竹蔵	鳥取市国府町広西字大谷 511 の 25
宮脇 平蔵	〃
橋本 梅蔵	〃
玉川酒造蔵	〃
溝内 兼松	〃

溝内善太郎	〃
今嶋磯次郎	〃
今嶋傳三郎	〃
十坂 石蔵	〃
小橋 米蔵	〃
西垣幸次郎	〃
西川 金蔵	〃
西川 鹿蔵	〃
西川 芳蔵	〃
西川兵次郎	〃
西脇 兼蔵	〃
西脇 米蔵	〃
青木 糸蔵	〃
青木 力蔵	〃
太田 宇七	〃
太田 周蔵	〃
太田 信蔵	〃
太田 仙蔵	〃
太田 仲蔵	〃
太田 定蔵	〃
太田 藤蔵	〃
太田 萬吉	〃
太田 靄蔵	〃
太田宇三郎	〃
太田千代蔵	〃
太田平次郎	〃
太田巳太郎	〃
中村 清蔵	〃
田古川吉蔵	〃
田中 安蔵	〃
福田 増蔵	〃
豊田八百蔵	〃
廣瀬 熊蔵	〃

廣木兵次郎	〃
澤田 庄蔵	〃
澤田繁三郎	〃
井戸垣吉蔵	鳥取市国府町新井字陰滑 357 の 3
井戸垣源蔵	〃
井戸垣政造	〃
井戸垣善十郎	〃
井戸垣辰蔵	〃
井戸垣林十郎	〃
井戸垣辨蔵	〃
岡垣 甚市	〃
岡本 初平	〃
岡本 長蔵	〃
竹氏 亀蔵	〃
竹氏治郎蔵	〃
土橋 吉蔵	〃
土橋 銀蔵	〃
土橋 勇蔵	〃
入川 銀造	〃
入川 駒造	〃
入川 甚蔵	〃
入川 傳蔵	〃
井戸垣吉蔵	鳥取市国府町新井字大畑ヶ 359 の 2
井戸垣源蔵	〃
井戸垣政造	〃
井戸垣善十郎	〃
井戸垣辰蔵	〃
井戸垣林十郎	〃
井戸垣辨蔵	〃
岡垣 甚市	〃
岡本 初平	〃
岡本 長蔵	〃
竹氏 亀蔵	〃

竹氏治郎蔵	〃
土橋 吉蔵	〃
土橋 銀蔵	〃
土橋 勇蔵	〃
入川 銀造	〃
入川 駒造	〃
入川 甚蔵	〃
入川 傳蔵	〃
福田庄二郎	鳥取市国府町中河原字穴ヶ田 356
福田 修	鳥取市国府町中河原字穴ヶ田 358
福田 鹿蔵	鳥取市国府町中河原字ナル畑 359 の 2
福田 鉄造	鳥取市国府町中河原字ナル畑 361 の 1
福田 修	鳥取市国府町中河原字ナル畑 459 の 1
〃	鳥取市国府町中河原字ナル畑 459 の 2
〃	鳥取市国府町中河原字ナル畑 459 の 3
福田 貞造	鳥取市国府町中河原字石田口 375 の 1
土橋 栄次	鳥取市国府町中河原字芋堀土居 470 の 1
湯谷 長録	鳥取市国府町荒舟字向河原 27 の 1
中島 芳登	鳥取市国府町上荒舟字畑ノ谷 446 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる 事務所の所在 地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所 在地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	認可の期間	
有限会社コウ メイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町 西一丁目 692	鳥取市湖山町北 四丁目344-1 外 2 筆 (8,760平方メ ートル)	砂(40,968 立方 メートル)	平成20年 2 月 1 日 から平成21年 1 月 31日まで	平成 20 年 2 月 1 日

調 達 公 告

平成 20 年 2 月 12 日（鳥取県公報第 7964 号 7 頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治
鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
1 調達内容 (1) 借入物品等の名称及び数量 次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務 中部地区納入分 ア 複合機（白黒 低速機） <u>3台</u> イ 略 ウ 複合機（白黒 中速機） <u>7台</u> エ 複合機（カラー 低速機） <u>3台</u> オ 略 カ 複合機（カラー 高速機） <u>2台</u> キ 略 西部地区納入分 ク 複合機（白黒 低速機） <u>9台</u> ケ 複合機（白黒 中速機） <u>7台</u> コ 略 サ 複合機（カラー 低速機） <u>10台</u> シ 複合機（カラー 中速機） <u>11台</u> ス 略	1 調達内容 (1) 借入物品等の名称及び数量 次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務 中部地区納入分 ア 複合機（白黒 低速機） <u>4台</u> イ 略 ウ 複合機（白黒 中速機） <u>6台</u> エ 複合機（カラー 低速機） <u>2台</u> オ 略 カ 複合機（カラー 高速機） <u>3台</u> キ 略 西部地区納入分 ク 複合機（白黒 低速機） <u>12台</u> ケ 複合機（白黒 中速機） <u>8台</u> コ 略 サ 複合機（カラー 低速機） <u>8台</u> シ 複合機（カラー 中速機） <u>14台</u> ス 略

東部地区納入分

セ 複合機 (白黒 低速機)	<u>14</u> 台
ソ 複合機 (白黒 中速機)	<u>13</u> 台
タ～テ 略	
ト 複合機 (カラー 中速機)	<u>24</u> 台
ナ 複合機 (カラー 高速機)	<u>4</u> 台

東、中、西部地区納入分 略

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書 (機種区分別・地区別入札台数) による。

(2)～(6) 略

2～7 略

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of integrated multifunction copy machines,

- a. Black and white low speed machine (Central region) , 3set
- b. omission
- c. Black and white middle speed machine (Central region) , 7set
- d. Color low speed machine (Central region) , 3set
- e. omission
- f. Color high speed machine (Central region), 2set
- g. omission
- h. Black and white low speed machine (West region) , 9set
- i. Black and white middle speed machine (West region) , 7set
- j. omission
- k. Color low speed machine (West region), 10set
- l. Color middle speed machine(West region) , 11set
- m. omission
- n. Black and white low speed machine (East region) , 14set
- o. Black and white middle speed machine (East region) , 13set
- p.～s. omission
- t. Color middle speed machine(East region) , 24set

東部地区納入分

セ 複合機 (白黒 低速機)	<u>12</u> 台
ソ 複合機 (白黒 中速機)	<u>15</u> 台
タ～テ 略	
ト 複合機 (カラー 中速機)	<u>25</u> 台
ナ 複合機 (カラー 高速機)	<u>6</u> 台

東、中、西部地区納入分 略

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書 (機種区分別・地区別入札台数) による。

(2)～(6) 略

2～7 略

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of integrated multifunction copy machines,

- a. Black and white low speed machine (Central region) , 4set
- b. omission
- c. Black and white middle speed machine (Central region) , 6set
- d. Color low speed machine (Central region) , 2set
- e. omission
- f. Color high speed machine (Central region), 3set
- g. omission
- h. Black and white low speed machine (West region) , 12set
- i. Black and white middle speed machine (West region) , 8set
- j. omission
- k. Color low speed machine (West region), 8set
- l. Color middle speed machine(West region) , 14set
- m. omission
- n. Black and white low speed machine (East region) , 12set
- o. Black and white middle speed machine (East region) , 15set
- p.～s. omission
- t. Color middle speed machine(East region) , 25set

u. Color high speed machine (East region) , <u>4 set</u> v. ~w. omission (2) ~ (4) omission	u. Color high speed machine (East region) , <u>6 set</u> v. ~w. omission (2) ~ (4) omission
--	--

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量

- (1) 東部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 267 台
- (2) 中部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 76 台
- (3) 西部地区納入分 県立学校プロジェクター賃貸借 262 台

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成 19 年 12 月 7 日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 東部地区納入分 富士通リース株式会社中国支店
広島県広島市南区段原南一丁目 3-53
- (2) 中部地区納入分 リコーリース株式会社中国支社
広島県広島市中区八丁堀 5-7
- (3) 西部地区納入分 リコーリース株式会社中国支社
広島県広島市中区八丁堀 5-7

5 落 札 金 額

- (1) 東部地区納入分 月額 4,961,250 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (2) 中部地区納入分 月額 1,133,920 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (3) 西部地区納入分 月額 3,651,450 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日 平成 19 年 10 月 26 日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 271